

研修費（ 下村秀樹 ）出張報告書

令和8年4月30日

氏名 下村 秀樹	研修会等題名 1. 政策立案と提案力 2. 議会制度の知識
期間 令和7年7月16日から 令和7年7月16日まで	研修会等会場（市区町村名） リファレンス駅東ビル（福岡県福岡市）

研修会概要・意見等

1. 政策立案と提案力

市民に語れる自分のテーマを持つ。

「売り」を持つ。

自分の存在でまちの何が変わったのか。

新聞に掲載される仕事。

強味×経験×地元課題。

共有するにはデータ、根拠、数値を押さえる。

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）を行なう。

ぼやっと聞くからぼやっと答弁される。

一般質問を提案型に進化させる

先進地が成功しているとは限らない。自分で確認する。

他自治体の事例は仮説の検証でこそ使う。

類似団体での比較を心がける。

理想→実現までの段取り力を鍛える。

地方財政対策の最新版を確認する。

やる気のある職員と政策を作る。

やる気のない職員には交替してもらおう。

議案に賛成しかしていない議員は怖くない。

本当にやりたいことは、あきらめずに言い続けること。

活動より思いをSNSに公開する。

市政報告を定期的に配布する。

市政調査としての活動を行なってみる。

議会の役割が重要な時代に突入。

2. 議会制度の知識

首長は提案し、議会は決定する。

議会は条例と予算の制定権を握っている。

首長と議会は、それぞれ住民に直接責任がある。

地方分権一括法（1999年成立、2000年4月施行）で、「地方は国の下請け機関」から、「国と地方は対等」へと大転換が起こった。

機関委任事務を法定受託事務（選挙と生活保護）と自治事務に再整理。

法令解释权は自治体にある。「国が言っているから」は通用しない。

市長の「専決」は原則不可。OKなのは、地震の時ぐらい。

専決処分の要件：「議会を招集する暇がない」→「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」に明確化された。

議会事務局長は、議長が決める。事務局は議会へ出向。議会事務局は、議長の職員。

市区議会議員の専門者は47%。

議員の仕事は、制度・規則を理解したうえで、素手で木に穴をあけるような仕事。

議員が議員に質問できるのは、委員長報告と議員提案。

直接請求は住民の1/50。

議会のローカルルールは、自分たちで変えることができる。

ルールを変えていくのが議員の仕事。

条例提案は12人に一人でできる。

制度理解こそが変化を起こす力になる。

3. その他（感想）

二元代表制の一翼を担う、市民の代表である議会の一員として、制度をよく理解し、是々非々で、根拠に基づいた政策提案をしていくことの大切さをあらためて認識した。

以上